

平成二十六年十月二十四日提出
質問第四二二号

在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

在コンゴ民主共和国日本国大使館における放火事件に関する質問主意書

昨年六月二十一日、在コンゴ民主共和国日本国大使館において出火騒ぎがあり、その約半年後の十二月二日、同大使館に勤務していた山田真也三等書記官が、建造物等放火罪と、更には業務上横領罪の疑いで逮捕されている。右と「政府答弁書」（内閣衆質一八六第五〇号）を踏まえ、質問する。

一 山田書記官は本年二月十三日に起訴されていると承知するが、同書記官の裁判はどのような状況にあるか、外務省として把握し、国民に対する説明責任を果たしているか。

二 外務省として、富永駐コンゴ民主共和国大使を嚴重訓戒とし、帰朝を命じていると承知する。現在に至るまで、富永大使は大使としての職責を十分に果たしているか。外務省の見解如何。

三 過去の質問主意書で、富永大使に今後大使手当は支払われるかと問うたところ、過去の答弁書では、「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」に基づき支給される旨の答弁がなされている。また「政府答弁書」では、法令上の根拠がないとして、外務省として富永大使を嚴重訓戒に処した際、同大使への在勤基本手当の減額はしていない旨の答弁がなされている。放火事件が発生した大使館の責任者が、形だけの嚴重訓戒処分を受け、その他諸手当は何も変わらず支給される

という処分の在り方は、国民の理解を得られるものか。外務省の見解如何。

四 富永駐コンゴ大使に帰朝を命じたか、その後富永大使と外務省の関係はどうか。
右質問する。